

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目 次

	ページ
◇ 訓 令	
○ 北九州市職員出勤簿処理規程等の一部を改正する訓令【総務局人事部人事課】	2
◇ 告 示	
○ 特定有害物質によって汚染されている形質変更時要届出区域の指定【環境局環境監視部環境監視課】	4
◇ 公 告	
○ 特定調達契約に係る一般競争入札の公告【技術監理局契約部契約課】	5
◇ 上下水道局	
○ 北九州市上下水道局職員就業規則及び北九州市上下水道局事務専決規程の一部を改正する規程【上下水道局総務経営部総務課】	10

北九州市訓令第1号

庁中一般

北九州市職員出勤簿処理規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年1月25日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市職員出勤簿処理規程等の一部を改正する訓令

(北九州市職員出勤簿処理規程の一部改正)



第1条 北九州市職員出勤簿処理規程(昭和38年北九州市訓令第6号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「押印しなければ」を「押印し、又は出勤簿の押印欄に「出」と表示しなければ」に改め、同条第3項及び第4項を削り、同条第5項中「前各項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とする。

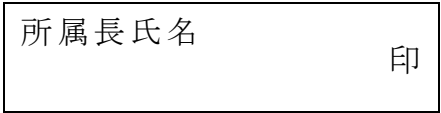

第4条ただし書中「前条第5項」を「前条第3項」に改める。

第5条第1項各号列記以外の部分中「、押印」の次に「又は「出」の表示」を加え、同項第7号セ中「又は損壊」を「、損壊等」に改める。

第3号様式及び第4号様式中

「」を「」に改める。

第5号様式中

「」を「」に改める。

(北九州市副市長以下専決規程の一部改正)

第2条 北九州市副市長以下専決規程(昭和43年北九州市訓令第10号)の一部を次のように改正する。

別表第2の2の表の(9)の項備考の欄第2項中「又は損壊」を「、損壊等」に改める。

(北九州市区長以下専決規程の一部改正)

第3条 北九州市区長以下専決規程(昭和43年北九州市訓令第11号)の一部を次のように改正する。

別表第1の2の表の(9)の項備考の欄第2項中「又は損壊」を「、損壊

等」に改める。

（北九州市事業所長等専決規程の一部改正）

第4条 北九州市事業所長等専決規程（昭和43年北九州市訓令第12号）の一部を次のように改正する。

別表第1の2の表の（7）の項備考の欄第2項中「又は損壊」を「、損壊等」に改める。

付 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定（北九州市職員出勤簿処理規程第5条第1項第7号セの改正規定を除く。）は、令和3年1月25日から施行する。

北九州市告示第14号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、次の土地を特定有害物質によって汚染されている形質変更時要届出区域に指定することについて、同条第3項において準用する同法第6条第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。また、この告示により指定する形質変更時要届出区域に係る同法第15条第1項に規定する台帳は、北九州市環境局環境監視部環境監視課及び北九州市立文書館に備え付ける。

令和3年1月25日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 指定する形質変更時要届出区域
北九州市八幡東区東田一丁目4番105
- 2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
- 3 土壤含有量基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

北九州市公告第38号

一般競争入札により、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約を締結するので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第5条第1項の規定により読み替えて適用する北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和3年1月25日

北九州市長 北 橋 健 治

1 調達内容

(1) 購入品目及び予定数量

北九州市政だより 9,532万8,000ページ

(2) 購入物品の特質等 仕様書に定めるとおり

(3) 契約期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

(4) 納入場所 市の指示する場所

(5) 入札方法 1ページ当たりの価格により行う。入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額をもって落札金額とする。

(6) 電子入札案件 この公告に係る入札は、原則として電子入札システムにより行う。

2 電子入札に関する事項

(1) この公告に係る入札は、競争参加資格確認申請書（添付資料を除く。）の提出、競争参加資格確認通知書の発行、入札書（内訳書を含む。）の提出、開札、落札者の決定、落札通知書の発行等を電子入札システムにより行う。ただし、電子入札により難しい場合は、事前に発注者の承諾を得て、北九州市電子入札運用基準（以下「運用基準」という。）第1章1-2(2)に規定するサブシステム又は紙入札により行うことができるものとする。

(2) 電子入札による手続開始後に、紙入札への途中変更は行わないものとする。ただし、入札参加者にやむを得ない事情が生じた場合には、発注者の承諾を得て紙入札に変更できるものとする。

(3) その他電子入札に係る運用については、北九州市電子入札実施要領

、運用基準及び電子入札心得（一般・物品）によるものとする。

3 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。
- (3) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

4 競争入札参加資格審査の申請

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載されていないものは、北九州市技術監理局契約部契約制度課（電話 093-582-2545）に本入札に参加を希望する旨を告げた上で、令和3年2月17日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「日曜日等」という。）を除く。）に競争入札参加資格審査申請を行わなければならない。

5 入札手続等

(1) 契約条項を示す場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区域内1番1号

北九州市技術監理局契約部契約課

イ 日時 この公告の日から令和3年3月11日まで（日曜日等を除く。

）の毎日午前9時から午後4時30分まで

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

北九州市技術監理局契約部のホームページからダウンロードする方法により交付する。ただし、これにより難しい場合は、前号アの場所において無償で交付する。

北九州市技術監理局契約部のホームページ

<http://www.k-nyusatsu.city.kitakyushu.jp/index.html>

(3) 入札説明会 入札説明会は、行わないものとする。

(4) 競争参加資格確認申請書の提出期間及び提出場所

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、競争参加資格確認申請書を電子入札システムにより、同申請書の添付資料を紙媒体により提出し、競争参加資格の確認を受けなければならない。ただし、発注者の承諾を得て当初から紙入札により参加する場合は、同申請書及び同申請書の添付資料を紙媒体により提出し、競争参加資格の確認を受けなければなら

ない。

ア 電子入札システムによる提出期間

この公告の日から令和3年2月17日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前9時から午後4時30分まで

イ 紙入札により参加する場合及び電子入札システムにより参加する場合の紙媒体の提出

（ア） 提出期間

この公告の日から令和3年2月17日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで

（イ） 提出場所

第1号アの場所

（ウ） 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。

（5） 入札書の提出期限及び提出場所

入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、紙媒体により郵送（書留郵便に限る。）すること。

ア 電子入札による入札書受付期間

令和3年2月25日から同年3月10日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後4時30分まで及び同月11日午前9時から午後2時まで

イ 郵送による入札書の提出期限

第1号アの場所に令和3年3月10日午後5時までに必着のこと。

（6） 開札の場所及び日時

ア 場所 第1号アの場所

イ 日時 令和3年3月11日午後2時10分

6 契約の締結

この契約の締結については、落札の決定があっても、この契約に係る予算が成立しない場合は、行わない。この場合において、市は、契約を行わないことによる補償は、行わない。

7 その他

（1） 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

（2） 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格に予定数量を乗じて得た額の100分の5以上。
ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額に予定数量を乗じて得た額の100分の5以上。
ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

エ 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法 契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 契約書作成に要する費用（収入印紙等）は、全て落札者の負担とする。

(7) この公告に係る契約は、政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

(8) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市技術監理局契約部契約課

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号

電話 093-582-2017

8 Summary

(1) Product and Quantity

Printing of Kitakyushu Public Relations Magazine

Forecasted Quantity: 95,328,000 pages

(2) Deadline for the submission of tender

For tenders via the electronic bidding system:

2:00p.m., March 11, 2021

For tenders submitted by mail:

5:00p.m., March 10, 2021

(3) For further information, please contact: Contracts Division,

Contracts Department, Engineering Supervision Bureau, City of Kitakyushu

北九州市上下水道局管理規程第1号

北九州市上下水道局職員就業規則及び北九州市上下水道局事務専決規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年1月25日

北九州市上下水道局長 中西満信

北九州市上下水道局職員就業規則及び北九州市上下水道局事務専決規程の一部を改正する規程

(北九州市上下水道局職員就業規則の一部改正)

第1条 北九州市上下水道局職員就業規則(昭和39年北九州市水道局管理規程第8号)の一部を次のように改正する。

第18条第1項中「押印しなければ」を「押印し、又は出勤簿の押印欄に「出」と表示しなければ」に改める。

別表第3の14の項理由の欄中「又は損壊」を「、損壊等」に改め、同項備考の欄中「職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合」を「、次の各号のいずれかに該当する場合で、職員が勤務しないことが相当であると認められるとき」に改め、同欄に次の各号を加える。

(1) 職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき。

(2) 職員及び当該職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該職員以外の者がそれらの確保を行うことができないとき。

(3) 管理者が前2号に準ずると認める場合

(北九州市上下水道局事務専決規程の一部改正)

第2条 北九州市上下水道局事務専決規程(昭和43年北九州市水道局管理規程第15号)の一部を次のように改正する。

別表第1のサービスの休暇の付与の項備考の欄第2項中「又は損壊」を「、損壊等」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第1条中北九州市上下水道局職員就業規則第18条第1項の改正規定は、令和3年1月25日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の日前において、第1条の規定による改正前の北九州市上下水道局職員就業規則別表第3の14の項に規定する理由により取得された

特別休暇は、同条の規定による改正後の北九州市上下水道局職員就業規則別表第3の14の項に規定する理由により取得された特別休暇とみなす。